

2020 年度（第 13 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
（大学全国コース・大学オープンコース）

立命館アジア太平洋大学 学内募集要項

「2020 年度（第 13 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」(以下、本制度)は、申請者が所属する大学（立命館アジア太平洋大学）を通じて応募する必要があります。この「立命館アジア太平洋大学 学内募集要項」(以下、本要項)と独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）発行の「2020 年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～募集要項（大学全国コース／大学オープンコース）」(以下、「日本代表プログラム募集要項」)の両方を熟読の上、本制度に応募してください。（本要項は APU 独自で定めた内容ですので、必ず各自で「日本代表プログラム募集要項」も確認してください。）

なお、本要項は「大学全国コース」「大学オープンコース」の 2 コース共通の学内募集要項です。地域人材コースについては、トビタテ！留学 JAPAN ホームページより募集情報を確認してください。※地域人材コースに申請を希望する場合には、各協議会の定める申請締切日の 2 週間前までにアカデミック・オフィスへ相談してください。

1. 応募要件および支援内容 等

本制度への応募要件や支援内容等については、原則、機構の発行する「日本代表プログラム募集要項」に準じるものとします。ただし、「日本代表プログラム募集要項」が定める「派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件」にかかわらず、次の事項については別途立命館アジア太平洋大学（以下、APU）独自の要件を定めています。そのため、応募学生は「日本代表プログラム募集要項」に定められた要件に加えて、次に示す 1)から 5)の APU 独自の応募要件をすべて満たす必要があります。

（1）APU 独自の応募要件

- 1) 申請時点において APU に在籍し、卒業／修了する意志のある者（休学中または休学予定の者を含む）
※停学中の学生は申請締切日までに停学解除となる場合のみ申請を認めます。
- 2) APU が実施する危機管理ガイダンスおよび学内合格者ガイダンスに出席できる者^{※1}
- 3) 現地滞在期間中（出発日及び帰国日を含む）には APU 指定の学校法人立命館留学プログラム用包括契約海外旅行保険^{※2} および危機管理システム J-TAS^{※3} に加入することに同意する者
- 4) 現地滞在期間中（出発日及び帰国日を含む）の現地受入機関および現地滞在所に関

する情報（滞在形態等）が確認できる者

5) 現地滞在期間中（出発日及び帰国日を含む）、定期的に大学へ活動報告を行うことができる者

※ 留学期間中に在籍状況を確認可能な受入機関がない留学は対象外です。

※ 留学計画に休学期間を含む場合であっても、本制度への応募によって休学が許可されるものではありません。休学についてはスチューデント・オフィスに相談してください。

※1 各ガイダンスの実施日時は「2. 応募・選考に関わるスケジュール」を参照してください。

※2 詳細は別途「学校法人立命館留学プログラム用包括契約海外旅行保険のご説明 2019年4月作成版」で確認してください。出発時は2020年度版になりますので補償内容・保険料は変更の可能性があります。

※3 J-TAS とは特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会が提供する、留学中の事件や事故の対応および病気についての相談を受け付ける危機管理支援サービスです。

（2）留学先に関する要件

留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域への留学や、APU 申請者の現地滞在期間中（出発日及び帰国日を含む）における危険管理が難しいと大学が判断した留学計画は受け付けないことがあります。

2. 応募・選考に関わるスケジュール

項目	スケジュール
学内募集期間	2019年12月13日(金)～2020年1月31日(金)16:30
学内申請者ガイダンス	2020年3月中旬 ※ガイダンスビデオを配信します
書面審査（一次審査）※	2020年3月中旬～4月中旬（予定）
書面審査結果の通知 ※	2020年4月下旬（予定）
面接審査（二次審査）※	2020年5月16日（土）、17日（日）【東京】（予定）
危機管理ガイダンス	2020年6月（予定）
採否結果の通知 ※	2020年6月中旬（予定）
学内合格者ガイダンス	2020年6月24日（水）4限

※詳細は、「日本代表プログラム募集要項」で確認してください

3. 応募方法について

(1) オンライン申請

本制度公式ホームページからアカウント登録をしてください。学内募集期間が始まる前からアカウント登録は可能です。その際に大学個別に設定されたキーコードの入力が必要となります。APU のキーコードは 375030 です。アカウント登録完了後、オンライン申請サイトへログインし、自身の留学計画等を入力してください。また、本制度公式ホームページにて公開されている案内（日本代表プログラム募集要項・応募の手引・トビタテ学生向け説明資料など）を熟読の上、応募書類を学内募集期間までに提出してください。）

※募集期間終了後、オンライン申請システムのログイン・閲覧ができなくなりますので、申請内容を各自で保存しておいてください。

(2) 応募に必要な書類提出について

応募にあたっては、オンライン申請とあわせてアカデミック・オフィスへの書類提出が必要です。学内募集期間内に必要書類を提出してください。提出書類の作成については、本要項 4 ページ「(4) 申請書等の作成方法について」を参照してください。提出する全ての書類は、申請者の学籍番号、氏名および「トビタテ第 13 期応募」と記した封筒に封入した上で、アカデミック・オフィスへ提出してください。

全員提出	提出方法		
	オンライン		書面-紙
1) 2020 年度第 13 期トビタテ！留学 JAPAN 学内申請書	-		必要
2) 2020 年度官民協働海外留学支援制度留学計画書	必要		必要
3) 自由記述書及びその他補足資料※	必要	1 つの PDF	必要
4) 留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し※	必要	ファイルにする	必要
5) 留学期間が確認できる書類	-		必要
6) 家計全体を証明する書類	-		必要
該当者のみ提出	オンライン		書面-紙
7) ひとり親（母子・父子）家庭を証明する公的証明書	-		必要
8) 申請書の記入内容により添付が必要な書類（給与支払（見込）証明書、罹災証明書、障害者手帳のコピーなど）	-		必要
9) 在留資格を証明する書類（永住者証明書のコピーなど）	-		必要
10) 学習状況や成果・実績を証明する書類（未来テクノロジー人材枠申請者のみ）	必要	3)及び 4)と一緒に 1 つの PDF ファイルにする	必要

※「3)自由記述書及びその他補足資料」、「4)留学先機関の受入許可証等留学計画の実現性を証明できる文書等の写し」および「10)学習状況や成果・実績を証明する書類」をオンライン提出する際には、1つのPDFファイルにまとめてアップロードする必要があります。(2MB以内)

(3) 書類提出場所

アカデミック・オフィス窓口

※アカデミック・オフィス開室時間中にのみ提出可能です。

(月・水～金：10:00～16:30 / 火：11:30～16:30)

(4) 申請書等の作成方法について

1) 【全員提出】2020年度第13期トビタテ！留学JAPAN 学内申請書

次の記入上の注意事項を参照の上、必要事項を記入してください。学内申請書は、黒の消えないペンまたはボールペンで記入してください(修正液等使用可)。

<記入上の注意事項>

応募学生氏名 等	応募学生の情報について、全ての項目に回答してください。
①留学計画	留学計画について、全ての項目に回答してください。
②奨学金	応募時点での奨学金の受給状況について回答してください。
③本人住所	申請者本人の現住所および連絡先を正確に記入してください。
④保護者住所	申請者の保護者の現住所および連絡先を正確に記入してください。記入された住所および連絡先は留学期間中の緊急連絡先として利用します。
⑤就学者を除く家族	就学者を除く家族について記入してください(申請者本人を除く)。離婚や死別の場合でも、両親の氏名や状態を記入してください。
⑥就学者	就学中の家族について記入してください(申請者本人を除く)。
⑦障害	該当者のみ回答してください。
⑧長期療養	
⑨家計支持者が単身赴任等の場合、別居にかかる費用(月額)	該当者のみ、おおよその月額金額を記入してください。 また、単身赴任をしていることが分かる証明書(単身赴任証明書;書式自由(要公印))および別居に関わる費用を証明できる資料(賃貸契約書の写し、直近3ヶ月分程度の水光熱費請求書の写し等)を同封してください。
⑩1年以内に火災・風水・盗難等の被害を受けた場合	該当する場合には、被害/被災年月を記入し、罹災証明書、もしくは被害額を示す見積書・請求書等を提出してください。
⑪署名	申請日には記入した日付を記入し応募学生本人が署名してください。

2) 【全員提出】2020 年度官民協働海外留学支援制度留学計画書

本制度公式ホームページのオンライン申請サイトから各自で申請してください。また、「実践活動の受入先」は応募時点で必ずしも受入・入学許可が下りている、または申請が完了している必要はありません。オンライン申請完了後、入力内容を印刷しアカデミック・オフィスに提出してください。

3) 【全員提出】自由記述書及びその他補足資料

「日本代表プログラム募集要項」の記載事項に従い作成してください。なお、自由記述書の記載分量は、A4 ページ 2 枚までとしてください。

4) 【全員提出】留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

留学先機関の受入許可証や既に留学先機関とコンタクトが始まっていることがわかるメール文等、留学計画の実現性を証明できる文書の写しがある場合は選考の加点対象となります。また、受入許可証等が日本語以外の言語で記載されている場合は、日本語の訳文をつけてください。

APU が実施するプログラムについては、本学所定の「プログラム参加意思及び申請状況確認書」を使用してください。本書式はアカデミック・オフィスの受領印が必要ですので、申請前に申請者本人が必要事項を記入しアカデミック・オフィスで押印をもらった上で提出してください。

※書類をオンライン申請サイトでアップロードする際には「自由記述書もしくは、推薦状及びその他補足資料」と合わせて 1 つの PDF ファイルにする必要があります。(2MB 以内)

5) 【全員提出】留学期間が確認できる書類

申請者の留学期間を確認できる、受入機関の学年暦（アカデミック・カレンダー）等を提出してください。該当年度の学年暦（アカデミック・カレンダー）等の入手ができない場合は、前年度のスケジュールまたは受入機関とのメールのやり取りなどの根拠資料を提出してください。留学期間（開始日および終了日）記載部分にマーカーを引いてください。交換留学を除く APU が実施する Off-campus Study Program のプログラム期間については、当該資料を提出する必要はありません。（交換留学および実践活動については提出が必要です。）

6) 【全員提出】家計全体を証明する書類

p.8-9 のフローチャートで必要書類を確認し提出してください。

7) 【該当者のみ提出】ひとり親（母子・父子）家庭を証明する公的証明書

ひとり親家庭の場合、ひとり親家庭であることを証明する書類を提出してください。「所得証明書（課税証明書）」にある「寡婦・寡夫」、「特別寡婦」の欄に「*」印や控除金額が記されている場合、これによりひとり親家庭である証明になります。「所得証明書」に反映さ

れていない場合のみ、次のうちいずれか1つの書類を提出してください。

- ・源泉徴収票（寡婦・寡夫欄に* 印が記載されているもの）
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証
- ・福祉医療費受給資格者証
- ・児童扶養手当の支給証明書
- ・戸籍謄本

8) 【該当者のみ提出】申請書の記入内容により添付が必要な書類

状態	書類
家族に6ヶ月以上にわたり療養中の者または療養を必要とする者がいる場合	長期療養のために経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）の直近6ヶ月分のコピー ※長期療養が見込まれるが、療養開始から6ヶ月経過していないときは、申込時点の分まで。 ※長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可。
家計支持者が単身赴任の場合	「単身赴任証明書」（勤務先による証明、要公印、様式自由）および別居に関わる費用を証明できる書類（賃貸契約書の写し、直近3ヶ月分の水光熱費請求書のコピー等）

※その他、申請書の記入内容により、申請書に記載されている必要書類（罹災証明書（コピー可）、障害者手帳のコピー等）を提出してください。

9) 【該当者のみ提出】在留資格を証明する書類

日本国籍を所持していない場合、在留資格を証明する書類を提出する必要があります。永住者証明書等のコピーを提出してください。

10) 【未来テクノロジー人材枠申請者のみ提出】

「日本代表プログラム募集要項」p.9を確認の上必要書類を提出してください。

4. 合格後の留学計画の変更について

本制度合格後、留学計画を進めるにあたり、あらかじめ作成した計画に変更が生じる場合、「留学計画変更申請書」を提出する必要があります。留学計画の変更が認められる主な事由は、①活動内容の変更、②受入先の変更、③渡航先の変更、④期間・時期の変更、です。「留学計画変更申請書」の作成にあたっては、変更後の留学計画が、変更前の留学計画の質と同等であることを証明する必要があります。「留学計画書」作成時には、留学計画に変更が生じたとしても、当初の計画と同等の質が得られるような計画を意識して作成してください。

留学計画変更申請中は、留学を開始し奨学金の支給に必要な書類を遅延なく提出していたとしても、変更が承認されるまでは奨学金の支給が中断されます。また、留学計画変更による支援期間の延長や、奨学金の増額は認められません。

※世界トップレベル大学等コースの留学先変更について

採用後に計画を変更する場合、応募時の留学計画書に記載した第 2 希望・第 3 希望の大学等以外への変更は認められません。

※変更内容によっては、変更が認められない場合があります。

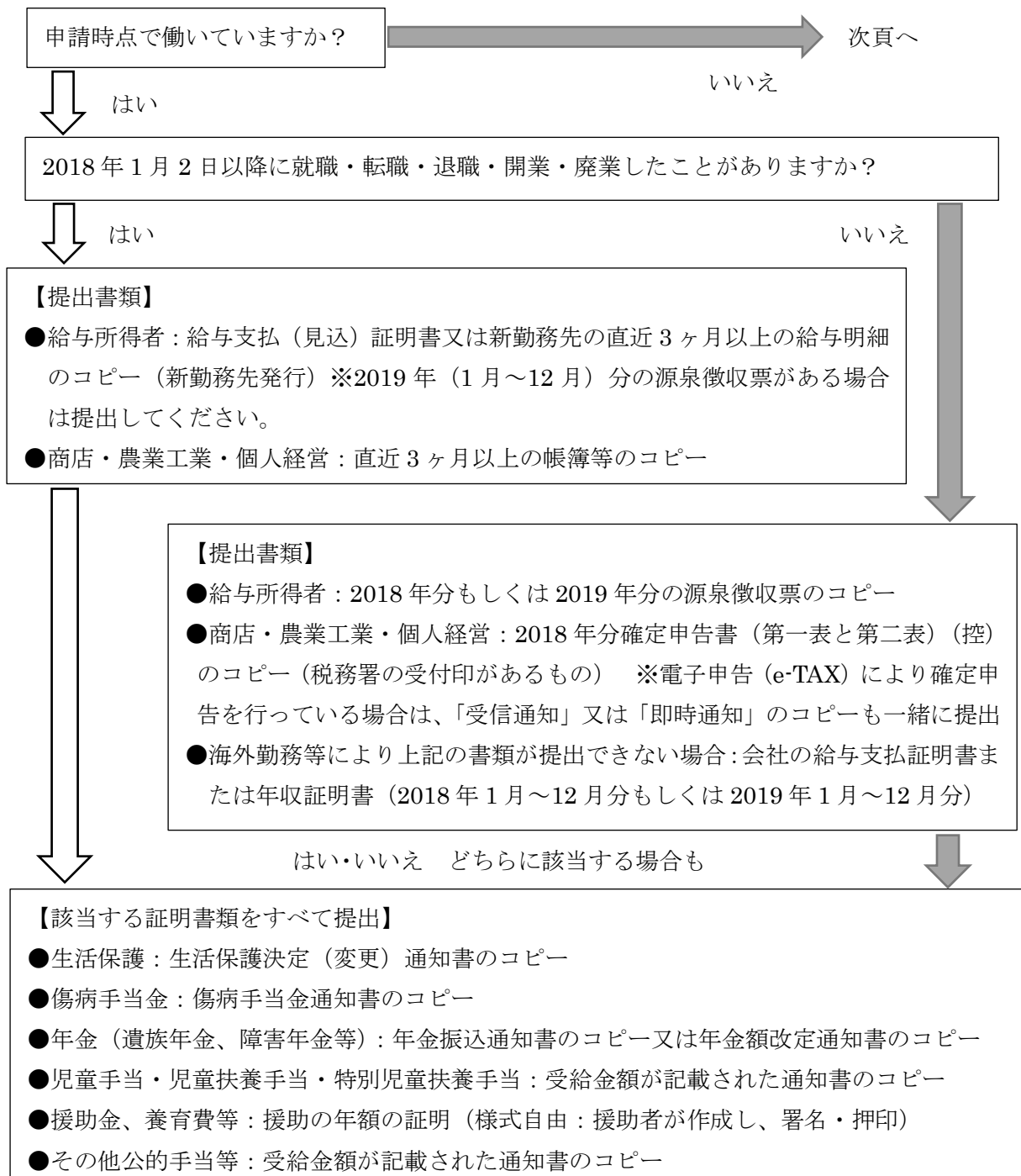
【全員提出】家計全体を証明する書類

家計支持者それぞれについて、以下のフローチャートで必要書類を確認し提出してください。

※家計支持者について、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

※以下のフローのどれにも該当しない場合は申請締切日の1週間前までにアカデミック・オフィス奨学金担当まで問合せください。

【スタート】



申請時点で働いていない



申請時点で「雇用保険」、「生活保護」、「傷病手当金」、「年金」、「児童手当」等を受給していますか？



はい

いいえ

【該当する証明書類をすべて提出】

- 雇用保険：雇用保険受給資格者証のコピー
- 生活保護：生活保護決定（変更）通知書のコピー
- 傷病手当金：傷病手当金通知書のコピー
- 年金（遺族年金、障害年金等）：年金振込通知書のコピーあるいは年金額改定通知書のコピー
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当：受給金額が記載された通知書のコピー
- 援助金、慰謝料（養育費）：援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
- その他公的手当等：受給金額が記載された通知書のコピー

現在の状況（無職）が始まったのは、2018年1月1日以前ですか？

はい

いいえ

【提出書類】

- 所得金額0円と記載のある「所得証明書」又は「非課税証明書」（市区町村発行）

【提出書類】

- 離職票のコピー又は退職証明書又は廃業届受理証明のコピー又は破産手続き開始決定通知コピー

5. Q&A

(1) 出願について

- Q. 「大学全国コース」と「大学オープンコース」のどちらのコースに応募すればよいかわかりません。
- A. 家計状況申告書類を確認した上で、大学側で判断しますので、申請者自身で選択する必要はありません。

- Q. 交換留学に応募予定ですが最終的にどの大学の交換留学生に決まるかわかりません。留学計画書はどのように記入すれば良いですか？

- A. APU の交換留学は希望先を複数大学選択することが可能です。ただし、本制度の応募にあたっては、派遣先については第 3 志望までしか申請することが出来ません。したがって、留学計画書については、希望先のどこでも実施可能な計画にするか、実施場所を限定した計画にするかを決めないといけません。留学計画書での指定留学先と最終決定留学先が違えば、本制度の変更申請が必要になり、再審査になります。もちろん、元々の留学計画書が特定の留学先に限定されている場合は、辞退になる場合もあります（本要項の「4. 合格後の留学計画の変更について」を参照）。

※本制度申請時の第 1 希望ではなく、第 2、第 3 希望の留学を行う場合でも変更申請の手続きを行う必要があります。

- Q. これから交換留学に応募予定ですが、本制度に合格しても交換留学に不合格となった場合はどうなりますか？
- A. 本制度を辞退する必要があります。

- Q. 海外初チャレンジ応援枠に応募したい場合、自身の海外渡航歴の証明をする必要がありますか？
- A. ありません。自己申告となりますので、ご自身の海外渡航歴を証明する書類等の提出は不要です。

(2) 支援内容について

- Q. 交換留学に参加する予定ですが、その場合、本制度の支援内容に記載のある授業料にかかる奨学金は支払われますか？
- A. 交換留学など留学先の学費が免除となるプログラムに参加する場合は、本制度の授業料にかかる奨学金を受けることはできません。

※本制度の支援内容に記載のある、授業料にかかる奨学金は、学位を取得可能な大学・大学院・短期大学を留学先機関とし、留学計画に沿った専門分野を学ぶことを目的とした授業の授業料を支援の対象とします。語学（学校）の授業料のみの場合は、支援対象外となります。

(3) 他奨学金との併給について

Q. 本制度を受給した場合、他の奨学金との併給はできますか。

A. 他の奨学金との併給関係については、各奨学金の併給条件により異なります。各自で予め確認してください。なお、APU を窓口とする日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）との併給は出来ません。

また全国コースの場合は、日本学生支援機構（JASSO）貸与型第一種、第二種奨学金との併給が可能です。オープンコースの場合は併給不可となります。

6. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提供された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、留学先の大学等教育機関、在外公館、国内および留学先の国・地域の行政機関、日本学生支援機構、海外留学生安全対策協議会、保険会社等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

ただし、上記以外で必要が生じた場合、採用者の同意を得た上で使用します。また、申請にあたっては、日本代表プログラム募集要項の「18. 個人情報の取り扱いについて」も確認してください。

7. 問い合わせ先

本要項についての問い合わせ、質問は APU アカデミック・オフィス 留学奨学金担当までお寄せください。

アカデミック・オフィス
留学奨学金担当
前田、大塚
Tel: 0977-78-1101
E-mail: intl@apu.ac.jp

学校法人立命館留学プログラム用 包括契約海外旅行保険のご説明



学校法人立命館では、各学校が単位認定する留学プログラムおよび渡航について承認した旅行への参加者全員に対し、海外旅行保険包括契約を締結しています。学生・生徒の皆様は、安全に海外での生活が送れるよう、保険の内容、付帯サービス及び万が一の事故時の対応について、周知徹底くださいますよう、お願いいたします。

この保険契約は、学校法人立命館をご契約者とし、学校法人立命館が単位認定する留学プログラムおよび渡航について承認した旅行への参加者全員を保険の対象となる方とする海外旅行保険包括契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者である学校法人立命館が有します。(包括保険契約特約期間：2019年4月1日～2020年3月31日)

1. 補償内容および保険金額

学校法人立命館では、各学校が単位認定する留学プログラムおよび渡航について承認した旅行への参加者全員に対して、海外旅行保険包括契約を締結しているため、標準プランには全員ご加入いただいております。充実プランへのご加入を希望される方は、別途代理店にお申し出ください。

留学（保険）期間 31日以内の場合

69歳以下			
補償項目	標準プラン	充実プランA	充実プランB
傷害死亡	3,000万円	4,000万円	5,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	4,000万円	5,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限
応急治療・救援費用 ★1	300万円	300万円	300万円
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害	50万円	50万円	50万円
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	2万円	2万円	2万円
旅行変更費用 ★2	30万円	30万円	30万円

留学（保険）期間 31日超3か月以内の場合

69歳以下			
補償項目	標準プラン	充実プランA	充実プランB
傷害死亡	3,000万円	4,000万円	5,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	4,000万円	5,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円
留学生賠償責任	1億円	1億円	1億円
留学生生活用動産	50万円	50万円	50万円
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	2万円	2万円	2万円
旅行変更費用 ★2	30万円	30万円	30万円

留学（保険）期間 3か月超の場合

69歳以下			
補償項目	標準プラン	充実プランA	充実プランB
傷害死亡	3,000万円	4,000万円	5,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	4,000万円	5,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限
疾病死亡	1,000万円	2,000万円	3,000万円
留学生賠償責任	1億円	1億円	1億円
留学生生活用動産	50万円	50万円	50万円
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	2万円	2万円	2万円

★1 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

★2 中途帰国費用のみ担保特約セット

※治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、上表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。後記「補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）」もあわせてご確認ください。

2. こんな時に対象になります（一例です）

治療・救援費用

傷害治療費用

？ 痛い、
ケガしちゃった！

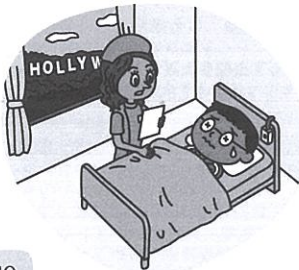


Case

ハワイのホテルで転倒。腰骨を骨折し、入院。帰国後、日本で入院治療中。
保険金支払額 約**420万円**
(※)

疾病治療費用

？ あ～つらい、
病気で入院するなんて！



Case

ロサンゼルス滞在中、突然激痛が走り、肺気胸と診断され入院。
保険金支払額 約**590万円**
(※)

救援費用

？ 事故で入院だって！
家族が海外まで行かないと！



Case

北京のホテルでベッドから転落。左大腿骨を骨折し、家族が現地へ。
保険金支払額 約**140万円**
(※)

賠償責任（留学生賠償責任）

？ いけない！
ホテルの部屋を
水浸しにしちゃった！

- (注)
1. アルバイトや有償のインターンシップに起因する賠償責任は対象になりません。
 2. 親族に対する賠償責任、預かり品を壊したことによる所有者への賠償責任は対象になりません。



Case

カンヌのホテルに宿泊中、浴槽にお湯を出したまま電話に夢中になり、気づいたときには部屋中が水浸しに。
保険金支払額 約**86万円**
(※)

携行品損害（留学生生活用動産）

？ わっ！
ビデオカメラ
落としちゃった！



Case

グアムを旅行中、誤ってビデオカメラを落としてしまい、破損。
保険金支払額 約**10万円**
(※)

- (注)
1. 携行品◆（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。

2. 携行品◆1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払の限度となります。
◆「留学生生活用動産」では「宿泊・居住施設保管中の物」も含みます。

航空機遅延

？ どうしよう、
航空機が遅延だって！



Case

ニューヨークで出発便が6時間以上遅延したため空港近くのホテルに宿泊して翌日の便を待った。
保険金支払額 約**2万円**
(※)

※保険金支払額として記載された金額は一例です。また、保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）」をご覧ください。

告知事項

(他の保険契約等)

以下の質問が「はい」の場合は、参加する留学プログラムの事務局担当者まで具体的な内容をご連絡下さい。

★他の保険契約等*1（同時に申し込む契約を含みます。）がありますか。 いいえ・はい

*1「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ① 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ① 契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ② 保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象（*1） ④ 放射線照射、放射能汚染 ⑤ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥ けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100% ① 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	（*1）戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
治療・救済費用保険金	◆治療費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。 ② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合（*2） ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症（*3）（*4）により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 ◆救済費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上（*5）続けて入院された場合。（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。等 （*5）午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。 ① 治療費用部分・救済費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分	◆治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記①～③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。） （注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。）② 治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費③ 義手、義足の修理費（ケガの場合のみ）④ 入院のため必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、b. については5万円、aとb合計で20万円を限度とします）⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。）⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ◆救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族（*6）の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。 ① 捜索救助費用② 救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで）③ 救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで）④ 救済者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで）⑤ 現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。）⑥ 遺体処理費用（100万円まで）	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・ 歯科疾病 ・ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・ 海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・ むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
疾病死亡保険金	① 海外旅行中に病気で死亡した場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気（*2）により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症（*3）（*9）により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・ 歯科疾病 ・ ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
賠償責任保険金	海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物に損害（*10）を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 （*10）次に掲げる損害を含みます。 ・ 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・ 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・ レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害	損害賠償金の額。 ① 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ② 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ③ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対してはも保険金をお支払いできる場合があります。 ④ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	上記③④に加え、たとえば、 ・ ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・ 職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・ 所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・ 航空機、船舶（*11）、車両（*12）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・ 親族（*6）に対する賠償責任 （*11）ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 （*12）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

本パンフレットにおける「海外旅行中」とは

保険期間中（保険ご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が海外への留学の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害またはや病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
【保険期間31日まで】 携行品損害保険金	海外旅行中に携行品（※13）が盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けた場合。 （※13）携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品（※14）をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含まれません。また、仕事のために使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。（※14）この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払します。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	（携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額（※15）。 ① 乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ② 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ③ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ④ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 （※15）損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額（※16）をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額（※16）のいずれか低い方をいいます。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地にて負担した場合に限りします。交通費、宿泊費を含みます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 （※16）時価額とは？ 再取得価額（※17）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 （※17）再取得価額とは？ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。	前記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失（※18） ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。） （※18）置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
航空機寄託手荷物保険金（※19）	航空機への搭乗時に保険の対象となる方が航空会社へ運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後6時間以内に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合。 （※19）「寄託手荷物運送等費用保険金」をさします。	実際に支出した費用（負担することを予定していた金額等を除きます）。 ① 1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払できるのは目的地に到着後、96時間以内に目的地において負担した費用に限りします。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払できません。 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払します。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	前記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波
航空機遅延保険金（※20）	① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合。 ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できなかった場合。 （※20）「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」をさします。	保険の対象となる方が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額。 ① 1回の事故について2万円を限度とします。 ② 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地（着陸地変更の場合はその着陸地）、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限りします。 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払します。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	前記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波
【保険期間31日まで】 疾病に関する応急治療・救護費用担保特約に係る治療・救護費用保険金	◆治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含まれません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化（※21）により医師の治療を受けられた場合。 ◆救護費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含まれません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化（※21）により3日以上（※22）続けて入院された場合。 （※22）午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。 ① 治療費用部分・救護費用部分共通のご注意 （※21）症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じることにについて保険の対象となる方があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。 ※保険金のお支払額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限りします。また、住居（保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。	◆治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額。 ◆救護費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族（※6）の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。 たとえば 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救護者3名分まで） 救護者の宿泊施設の客室料。（救護者3名かつ救護者1名につき14日分まで）	たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診療の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・海外旅行中の支出することが予想されていた次の費用 たとえば 透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

（※2）旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りします。

（※3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。

（※4）保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。

（※6）6親等内の血族、配偶者（※7）または3親等内の姻族をいいます。

（※7）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。）。

①婚姻意思（※8）を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

（※8）戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚姻とは異なります。）。

（※9）保険の対象となる方が死亡した時点において規定する感染症をいいます。

補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

ご注意 留学生賠償責任保険金、留学生生活用財産損害保険金については現地で保険金支払ができません。保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行変更費用保険金（中途帰国費用のみ） 【保険期間3か月まで】	保険の対象となる方が、次のような事由により海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合 ①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者（※1）（保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。）または保険の対象となる方等の配偶者（※2）もしくは3親等以内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合 ②入院 （1）保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合 （2）保険の対象となる方等の配偶者（※2）または2親等以内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合 ③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等が山岳登山（※4）中に遭難された場合 ④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合 ⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物または家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合 ⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出席される場合 ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱・暴動またはテロ行為等 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する避難勧告等の発出 ⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離がせられた場合 ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 （※1） 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。 （※4） ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山道具を使用するものをいいます	ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用（※5）を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払します。 中途帰国費用 ①企画旅行の場合 旅行日程のうち、 中途帰国した 以後の日程 ÷ 旅行日程の日数 × 保険金額 = 保険金（※7） （※6） ②企画旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用（※7） ・取消料・違約料・旅行業務取扱料のその他名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用等 （※5） いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。 （※6） 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。 （※7） 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払します。 ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における宿泊費（14日分を限度とし、負担する額を予定していた金額を除きます。）および国際電話料等通信費等の諸雑費（合計して20万円まで）	①たとえば、次のような事由により、左記保険金をお支払する主な場合の①～⑨のいずれかが生じたことにより負担した費用 ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象（※8） ・日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等 ②次の事由による入院 ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産および流産 ・歯科疾病 ③次の事由による死亡・危篤または入院 ・山岳登山（※4）、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンクグライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転等の危険な運動中に生じたケガまたは病気 ④保険料領収前またはご契約された日以前に「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合、または、①死亡・危篤、②入院の原因（※9）もしくは⑧感染症等の原因（※10）が生じていた場合等 （※9） 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。 （※10） 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。
	（※2） 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りまします。） ①婚姻意思（※3）を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること （※3） 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚姻とは異なります。） （※8） 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払の対象となります。		

3. 東京海上日動海外総合サポートデスクのサービス内容

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、留学中の病気やけが、盗難などの様々なトラブルの場合に、専任スタッフが各種お電話での相談に日本語で応じます。
お客様のニーズ、トラブルの種類に応じ、東京海上日動の提携先を通じて次のようなサービスをご提供いたします。

最寄りの病院の案内・紹介

病人、ケガ人の移送手配

キャッシュレス・メディカル・サービスのご案内

救援者の渡航手続、ホテル手配のサポート

*キャッシュレス・メディカル・サービスとは治療費用を全額保険金でお支払いできる場合に、病院で自己負担することなく治療を受けることができるサービスです。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金 [保険期間31日起]	海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅（※11）の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の物（※12）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。 （※11）住宅とは 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 （※12）レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設（部屋内の動産を含みます。）、に与えた損害（※13）を含みます。 （※13）居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。 ・建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋（部屋内の動産を含みます。）、の損害 ・部屋以外の損害	損害賠償金の額。 ① 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ② 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ③ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ④ 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変（※8） ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任（仕事上の賠償責任） ⑤航空機、船舶（※14）、車両（※15）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥受託品に関する賠償責任（（※12）で含める物はお支払いの対象になります。） ⑦親族（※16）に対する賠償責任 （※14）ヨット、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 （※15）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。
	海外旅行中に生活用動産（※19）が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合。 （※19）生活用動産とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたカメラ、カバン、衣類等の携行品（※20）または保険の対象となる方の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。 ただし、現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等および別送品は含みません。 （※20）この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。	携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額。（※21） ① 乗車船券、航空券等については合計5万円を限度とします。 ② 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ③ 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 （※21）損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額（※22）とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額（※22）のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地に負担した場合に限り。）、交通費、宿泊費を含みます。）、乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 （※22）時価額とは？ 再取得価額（※23）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 （※23）再取得価額とは？ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 ④ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ⑤ スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにできる場合があります。 サービスの詳細内容については「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。	上記①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失（※24） ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。） ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊（※25） ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出（※25） （※24）置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。 （※25）火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。

- （※16）6親等内の血族、配偶者（※17）または3親等内の姻族をいいます。
 （※17）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。）。
 ①婚姻意思（※18）を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 （※18）戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます（婚姻とは異なります。）。

事故・ケガ・トラブルによりご相談をされたいときは東京海上日動海外総合サポートデスクに連絡をしてください。連絡先は、お渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」に地域別に記載されていますので、渡航前に必ずチェックしてください。

緊急医療相談サービスのご利用

ご遺体の日本への移送手配

トラベルプロテクトのご利用

保険金の請求方法に関する
各種相談

- ① ご加入の海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用、またはご加入の保険金額または限度額を超過する部分についてはサービスの提供はできません。
 ② 留学生向け各種特約（留学生賠償責任、留学生生活用動産）については、「海外での保険金支払いサービス」はご利用はできません。

ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。



緊急時の現金の手配

保険期間
3ヶ月まで

ご用立ての金額はUS1,000ドルまで◎金利・手数料無料

海外旅行中に現金盗難等で急に現金類が不足した場合に現金をご用立てします。受け渡し場所は世界32万か所。
※ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。
なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービスが提供できない場合があります。
※本サービスのご利用は、お客様の旅行期間を通じて1回のみとなります。



電話による通訳

◎手数料無料

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。
43か国語に対応。(2017年5月現在)
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。



メッセージの伝達

◎手数料無料

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先などへ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

その他にも以下のような豊富なサービスメニューを
手数料無料で ご用意しています！

(注)



旅行関連の
安全情報の提供



クレジットカードを
紛失・盗難された場合の
サポート



空港とホテルの間の
送迎予約・手配



パスポートを紛失・盗難
された場合のサポート



航空券に関する
サポート
(予約・手配・情報提供)



滞在先のホテル等への
日本語FAXニュースの
配信

※ご利用に際しては、滞在先のホテルによって
FAX受信手数料がかかる場合があります。



ホテルに関する
サポート
(予約・手配・情報提供)

(注) 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、
航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

4. こころのカウンセリングサービス

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、電話およびメールにてご相談に応じます。

※各種サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご旅行時にご携帯いただく「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご参照ください。

※サービス内容は予告なく変更される場合があります。

ご加入に関するご注意

- ① 留学先から保険加入を求められている場合について：留学先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合がございます。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合がございます。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。
 - ② 付保証明書について：被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。
 - ③ 保険料領収証：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
 - ④ 被保険者証について：被保険者証が、旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながらご契約の代理店または弊社へご照会ください。ご照会に際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みをお願いいたします。
 - ⑤ 補償の重複について：
 - ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。^{*2}
- *1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

東京海上日動の代理店は、保険会社（東京海上日動）との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社との間で直接契約されたものとなります。

お問い合わせ窓口

取扱代理店

株式会社クレオヒューマン

〒603-8353 京都市北区平野上八丁柳町28 TEL 075-463-9178 FAX 075-463-9179 E-mail: travel-r@creotech.co.jp

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課

〒600-8570 京都市下京区四条通り富小路角 TEL 075-241-1156 FAX 075-241-2465